

第35回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和8年6月23日（火）14時00分～16時00分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、
5番：小島委員、6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、
9番：伊藤委員、10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、
13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、
17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

会議経過

1 開 会

出席委員19名で法定定数に達しているため、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、16番の伊澤委員、18番の宇梶委員の
両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページを御覧ください。
日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から7号までの7議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第1号から7号までの7議案の内、議案第5号については、法人に対する
許可であり条件を付す必要があるため、先に御説明いたします。雀宮地区の申請
です。貸付人は借受人の事業に協力するため、借受人は農業に新規参入するため、
申請地に1年間の賃借権を設定し、トウモロコシ、ナス、オクラ、ミニトマトを
栽培する旨の申請です。賃借人は、昭和55年11月21日に設立されたビルメ
ンテナンスを主な生業とする法人です。農機具の調達状況は、トラクター1台を
リースしており、畝上げ機1台を所有予定です。申請地は、耕作可能な農地であ
ることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ない

ことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第5号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第5号について、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す旨の解除条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第5号を除く、議案第1号から7号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、ネギを作付けする計画です。農機具の調達状況はトラクター1台、軽トラック1台、管理機1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、キュウリ、ナス、トマト、梅、栗を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、耕耘機1台、刈払機1台を導入予定としております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は既に耕作している農地の所有権を取得するため、申請地を贈与により取得し、水稻を作付けする計画です。農機具の調達状況は、トラクター2台、田植え機1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は自宅近隣の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、花と野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、耕耘機1台、草刈り機1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないこと

から、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は取得予定の住宅に隣接する農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、大豆を作付する計画です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。申請地は、いずれの筆も耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、そばを作付する計画です。農機具の調達状況については、トラクター1台、管理機2台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

以上、6件について、御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第5号を除く、議案第1号から7号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第5号を除く、議案第1号から7号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。

「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第8号から10号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第8号について御説明いたします。富屋地区の申請です。譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人はすでにナスやネギを耕作していた申請地の持ち分2分の1を贈与により取得し、引き続き、ナスやネギなどの野菜を作付する計画です。なお、申請地は2名の共有地ですが、もう1名の土地所有者については、土地登記簿に記載されている住所地一帯は雑木林になっているなど、所在不明の状況です。農機具の調達状況は、耕運機1台、草刈り機1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付する計画です。農機具の調達状況については、耕耘機1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許

可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は、自家消費野菜等を耕作するため、申請地を贈与により取得し、トウモロコシ、サツマイモ、大根を作付けする計画です。農機具の調達状況は草刈り機1台を所有し、耕運機1台をリースで所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

以上、3件について、御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第8号から10号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第8号から10号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書3ページを御覧ください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第11号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第11号について御説明いたします。清原地区の申請です。申請人は、農業を営んでおりますが、住宅敷地が手狭なため、自己所有である申請地に新たに農家住宅を建築する旨の申請です。開発許可については、農家住宅敷地のため、適用除外となります。申請地部分における給排水ですが、給水は敷地内に井戸を新設し、排水は浄化槽を設置し敷地内で処理、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を自己資金と融資で賄う計画で、金融機関の残高証明書および融資見込証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域内にあることから第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

以上、御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第11号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第11号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページを御覧ください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第12号から18号までの7議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第12号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲受人は持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の一団の農地の区域に位置する第1種農地と判断し、原則許可できないものとされておりますが、不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置される住宅」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲受人は現在市内の土地を借りて自動車整備工場を営んでおりますが、敷地の返還に伴い、申請地を売買により取得し、自動車整備工場併用住宅を建築する旨の申請です。都市計画法第34条第1号の「日用必需品の販売修理（自動車整備工場）」に該当します。土地利用計画については、敷地内はアスファルト敷きとし、自動車整備工場併用住宅1棟とレッカー車を含む自動車10台分の駐車スペースを整備する計画です。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、融資会社の融資見込証明書が添付されております。申請地は、平石地区市民センターから500メートル以内の区域に位置する第2種農地であり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、自社が整備した地区計画の土地を管理するため、申請地を売買により取得し、管理用車両の駐車場を整備する旨の申請です。譲受人は、平成17年5月20日に設立した法人で、不動産の売買、仲介、賃借、管理に関する事業を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、小型ダンプ・軽トラック5台分の駐車場を設置するもので、外周は進入防止用のロープを設置し、雨水は敷地内で自然浸透処理させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額グループ自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満た

していると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に5年間の賃借権を設定し、資材置場を整備する旨の申請です。借受人は平成16年12月1日に設立した法人で、申請地の近隣で物流業等を営んでおります。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、太陽光発電設備に係る架台、キュービクル等を置く計画です。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透とする計画です。資金計画については、事業費の全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域内に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号について御説明いたします。姿川地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に50年間の使用賃借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。貸付人と借受人の関係は親子であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当いたします。給排水計画については、給水は市の上水道に接続し、排水は合併浄化槽により、処理後敷地内浸透させ、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。なお、市街化調整区域における開発許可の面積は500平方メートル未満とされておりますが、今回の事業面積は500平方メートルを超えております。しかし、幕田町1043番の土地については、地積更正により、実測面積は200平方メートルとなる予定であり、事業面積の合計が500平方メートル未満となるため、開発許可見込みありとして市都市計画課に開発許可申請済みであります。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置される住宅」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第17号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、隣接地にある物産店の来客用駐車場が手狭なため、1年6か月間の賃借権を設定し、駐車場を整備する一時転用の申請です。借受人は、昭和42年5月1日に設立された法人で、飲食店、スポーツ施設、その他施設の経営等を主な目的としております。計画によりますと、申請地に隣接する物産店は、週末には多くの観光客で賑わい、駐車場が足りない状況であります。また、隣接する一級河川姿川の改修工事に伴い、

物産店敷地の駐車スペースが減少する予定ではありますが、現在のところ確定していないため、今回の申請地を含めた具体的な土地利用計画が確定するまでの間、駐車場として一時的に利用し、河川改修の結果によっては、一時転用期間終了後、恒久的な駐車場もしくはその他の利用のための転用申請を予定しているとのこと。一時転用の土地利用計画につきましては、敷地内を砂利敷きとし、50台分の駐車スペースを整備する計画で、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画につきましては、造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は小集団の生産性の低い農地の区域内に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第18号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は敷地内に井戸を新設、排水は合併処理浄化槽による処理後に東側水路に放流し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の一団の農地の区域に位置する第1種農地と判断し、原則許可できないものとされておりますが、不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置される住宅」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

以上、7件について、御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第12号から18号について、質疑願います。

委員 議案第18号について、申請地南側に土水路があり、造成工事の際に破損しないよう申請代理人に伝えたが、その後、どうなったのか。

事務局 地区調査会終了後、申請者から「当該水路を保全する」旨の誓約書が農業委員会に提出された。

委員 了解した。

議長 ほかに意見はないか。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第12号から18号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。5 ページを御覧ください。「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、議案第 19 号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第 19 号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、現在、経営している貸店舗の移転に伴い、申請地を売買により取得し、新たに整体院兼住宅を建築する旨の申請で、都市計画法第 34 条第 1 号の「日用必需品の販売修理のための施設」に該当します。土地利用計画については、2 階建ての店舗併用住宅 1 棟と 4 台分の駐車場を整備する計画です。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、河内地区市民センターから 300 メートル以内 n 区域に位置する第 3 種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第 5 条許可要件を満たしていると調査しております。

以上、御審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第 19 号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第 19 号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。6 ページを御覧ください。日程第 4 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第 20 号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第 20 号について御説明いたします。城山地区における農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請です。転用事業者は、園芸用土採取をするため、令和 7 年 6 月 27 日に 12 か月の一時転用許可を受けましたが、埋め戻しに必要な特定事業認可申請に時間を要し、当初の計画に遅れが生じたことから、転用期間を延長するため、事業計画変更申請に至ったものです。本件は、事業計画変更承認基準全てに該当し、事業計画変更の必要性及び実行性はあると判断し、変更はやむを得ないものと調査しております。

議 長 議案第 20 号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第 20 号について、「変更を許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。7 ページを御覧ください。日程第 5

「農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について」、議案第21号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第21号について御説明いたします。豊郷地区の届出です。届出人は農作業の効率化を図るため、所有する農地に、農作物や農業資材搬入出スペース及びいちごの選果場1棟を整備する旨の届出です。転用面積は187.2平方メートル、農地の面積は3,806平方メートルであり、2アール未満のため、転用許可申請ではなく、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出となっております。また、届出地は農業振興地域内の農用地区域でしたが、令和8年5月18日付で農業用施設用地へ用途区分変更されております。土地利用計画については、砂利敷きとし、雨水は敷地内自然浸透とする計画となっていることから、周辺農地への影響はないものと調査しております。以上のことから、届出を受理することについて問題ないものと調査しております。

御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第21号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第21号について、「届出を受理する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。8ページを御覧ください。日程第6「生産緑地地区に指定した農地の利用状況について」、議案第22号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 宇都宮市内において、既に指定されている生産緑地地区の農地の利用状況について、宇都宮市長から意見を求められております。ナンバー1は旧市地区、ナンバー2及び3は豊郷地区、ナンバー4から7までは国本地区、ナンバー8は姿川地区、ナンバー9は雀宮地区となっております。以上、ナンバー1から9までの生産緑地地区に指定された農地の利用状況について、地区調査会で調査した結果、「農地として適正に耕作されている」ことを確認しております。

以上、御審議よろしく願いします

議長 議案第22号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第22号について、「適正に耕作されている旨、報告する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページを御覧ください。日程第7「県営海道地区土地改良事業実施地区における非農用地設定について」、議案第23号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 「県営海道地区土地改良事業の非農用地設定について」栃木県河内農業振興事務所から意見を求められております。令和２年から海道地区において、県営海道地区土地改良事業が進められており、土地改良法における換地に伴い、土地改良法第５３条の２に基づく非農用地設定として定めるべき土地として指定する計画です。場所は、白沢街道西側の一帯、田園地帯であります。意見を求められているのは全部で６か所ですが、ナンバー２を除く場所については、換地後の地目が農地でない計画であるため、換地後に農地転用許可は不要となります。ナンバー１は、既存のＮＴＴの鉄塔敷地への進入路として、雑種地として換地するものです。ナンバー２は、隣接する土地改良区域外の農地と併せて、宅地として転用する予定であるため、地目は田の非農用地として換地するものです。ナンバー３は、土地改良区域内の水路に、土地改良区域外の宅地が越境していたため、改めて公図を訂正し、宅地として換地するものです。ナンバー４から６は、土地改良区域内の水路に、隣接する宅地の構造物が越境しており、水路の法面として利用するため、雑種地として換地するものです。なお、水路は既に施行済みであり、水路の断面や法面は確保されています。以上、６件については、非農用地設定の用途に供されることにより、周辺農地への影響はないものと地区調査会において調査しております。

御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第２３号について、質疑願います。

委員 （意見等なし）

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第２３号について、「非農用地設定について、問題ないとする」ことに、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので、そのように決定します。１１ページを御覧ください。日程第８「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、議案第２４号及び２５号について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 日程８「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」御説明いたします。こちらは農地中間管理機構を通じた農地の売買について、農業委員会にて要請の審議をおこなうもので、９月から所有権の移転を予定しております。

議案第２４号は、上河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、金田町の田５筆、計９、００８平方メートルを売買により取得するものです。

議案第２５号も、上河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、金田町の田５筆、計２、０６５平方メートルを売買により取得するものです。これらの計画は、農地中間管理機構である栃木県農業振興公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契

約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

以上、2件について、御審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第24号及び25号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第24号及び25号について、「計画作成を要請する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。12ページを御覧ください。日程第9「宇都宮市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」、こちらは、本日行う合同調査会の結果を踏まえて意見を決定するため、先に報告事項に入ります。13ページを御覧ください。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [報告第1から報告第9まで一括で報告する。]

議 長 それでは、一度、総会議事を中断して、合同調査会を行います。

[宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更申請に係る合同調査会開催]

議 長 (合同調査会終了後) それでは、総会を再開します。議案書の12ページをお開きください。日程第9「宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更申請に係る意見について」、先ほどの合同調査会での意見を、農業委員会の意見とすることに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。全ての審議が終了しましたので、以上で第35回定例総会を終了します。

(閉会 16時00分)